

## ■ 新型コロナウイルス感染症への対応に係る中小企業・小規模企業の支援について

- Q. 新型コロナウイルス感染症関連の各融資制度の融資枠や実績はどうなっているのか。また、融資枠が足りなくなった場合、今後どう対応していくのか。
- A. これらの制度の取り扱いが終了する令和3年1月末まで十分な融資枠を確保できていると考えているが、新型コロナウイルス感染症拡大のさらなる長期化等の影響によって、中小企業・小規模企業の資金繰りがより一層厳しくなり、大幅な資金需要の増加が見込まれるような場合においては、適時適切に融資枠の拡大など必要な対応を行って行く。

### 【経営安定目的資金】(R2.10.25 現在)

資金名	三重県新型コロナウイルス感染症対応資金	セーフティネット資金			リフレッシ資金
		危機関連保証	保証4号	保証5号	
融資対象	全業種	全業種	全業種	R2.5.1以降全業種指定	全業種
	売上高減少前年比1か月実績+2か月見込5~15%以上	売上高減少前年比1か月実績+2か月見込15%以上	売上高減少前年比1か月実績+2か月見込20%以上	売上高減少前年比1か月実績+2か月見込5%以上	売上高減少前年比1か月実績+2か月見込3%以上
融資限度額	4,000万円	8,000万円	8,000万円(保証4号・5号合算の金額)		5,000万円
融資期間	10年以内	10年以内			7年以内
据置期間	5年以内	2年以内			2年以内
利率	1.6% (一定の要件を満たす場合、当初3年間無利子)	金融機関所定利率(金融機関が決定)			
8月補正成立後(8月末日現在)融資枠	3,000億円	890億円		110億円	12億円
9月24日現在融資実績	2,134億8781万円	406億2825万円	253億4665万円	71億1770万円	3億3700万円
市町長の認定	必要	必要	必要	必要	不要
取扱期間等	取扱期間 R2.5.1~R2.12.31	指定期間 R2.2.1~R3.1.31	指定期間 R2.2.18~R2.12.1	全業種指定期間 R2.5.1~R3.1.31	取扱期間 R2.2.10~R3.1.31
備考	・R2.12.31までに保証の申し込みが必要 ・R3.1.31までに融資実行されたものが対象	R3.1.31までに融資実行されたものが対象	・R2.12.1までに市町長の認定の申請が必要 ・R2.12.31までに保証の申し込みが必要	・業種指定の拡大期間中はR3.1.31まで ・R3.1.31までに市町長の認定申請が必要 ・R3.2.28までに保証の申し込みが必要	R3.1.31までに融資実行されたものが対象

## ■ CSF(豚熱)対策について

- Q. 今後、CSF(豚熱)対策をどう進めていくのか。
- A. 野生いのしし対策としては、CSF経口ワクチンの散布による抗体付与により、感染拡大を防止する対策と、感染源となる野生いのししの頭数自体を減らす捕獲強化に取り組んでいる。経口ワクチンについては、北勢地域では、昨年の夏以降、これまでに5回の散布を実施し、本年6月時点での免疫獲得率は約26%まで増加しているが、今後は国がめざす免疫獲得率60%に向け、関係市町や猟友会等と連携して、陽性いのししが確認されている全地域を対象に、散布の時期や場所を工夫しながら、計画的かつ効果的に散布を実施していく。一方、捕獲については、捕獲頭数の目標(R2:17,000頭以上)を設定し、新たに県独自の補助による、経口ワクチン散布エリア外での春期(4月~6月)の捕獲強化事業を実施する等県内全域で捕獲の強化に取り組んでいく。今後は、野生いのししのCSF陽性の確認状況や稲作等の農業被害の実態もふまえ、有害鳥獣捕獲(被害防止のための捕獲)の許可を行う市町や捕獲を担う猟友会等と、地域の実情に合わせたワクチンの散布方法などについて十分に調整を図りつつ、経口ワクチン散布と捕獲強化を両輪として、効果的な野生いのしし対策を進めていく。

## Information 三重県LINE公式アカウント「三重県-新型コロナ対策パーソナルサポート」について

三重県では、LINE株式会社の協力のもと、新型コロナウイルス感染症対策に関する情報提供およびサポートのため、三重県LINE公式アカウント「三重県-新型コロナ対策パーソナルサポート」を開設しています。

新型コロナウイルスに関する新たな相談手段として、ぜひご登録ください。

### LINEアプリの友だち登録方法

右のQRコードを、LINEアプリの「友だち追加」→「QRコード」で読み込んでください。  
※LINEをご使用でない方は、三重県のホームページ「三重県新型コロナウイルス感染症特設サイト」  
<https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm> をご参照ください。

